

【電気工事】

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2) の項目を評価して加算点を計算します。
評価値は次式で計算します。

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点 } 100 \text{ 点} + \text{加算点}) / \text{標準点 } 100 \text{ 点}}{\text{入札価格} / \text{予定価格}}$$

標準点は **100点** であり、今回の加算点合計は最大 **28点** です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

ア 企業の技術力に関する事項 (配点 12点)

評価項目		評価基準	配点
施工実績	① 過去5年間における同業種工事の公共工事施工実績	3件以上	3
		2件	2
		1件	1
		上記以外	0
工事成績評定	② 知立市発注の過去5年間における同業種工事の工事成績評定平均	点 ≥ 76点	3
		76点 > 点 ≥ 73点	2
		73点 > 点 ≥ 70点	1
		70点 > 点	0
	③ 知立市発注の過去5年間における同業種工事の成績評定点が80点以上の実績	80点以上の実績あり	1
		上記以外	0
	④ 知立市発注の過去1年間の同業種工事における成績評定点が65点未満の実績	65点未満の成績評定点1件につき-1点	件数×-1
	⑤ 過去5年間における同業種工事の知立市優良工事施工業者表彰の実績	実績あり (2箇年以上)	2
		実績あり (1箇年のみ)	1
		上記以外	0

品質	⑥ 品質管理の取組状況	ISO9001 シリーズの認証取得	1
		上記以外	0
建設機械	⑦ 建設機械の保有状況	保有している	1
		上記以外	0
育成手	⑧ 中長期的な担い手の育成	行っている	1
		上記以外	0

【備考】

公共工事

国、地方公共団体、公社又は特殊法人等が発注した工事

※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表に掲げる「法人」を指します。

同業種工事

元請として受注した下記条件を満たす公共工事

【対象業種】：建設業法上の許可業種が電気工事

【契約金額】：3,000万円以上

【評価期間】：令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（令和2年度 ～ 令和6年度）

優良工事施工業者表彰実績

知立市優良工事施工業者表彰実績とは、「知立市優良工事施工業者表彰及び公表要領」により表彰された実績とする。また、「2箇年以上」とは、評価期間内において2箇年度以上表彰された実績とする

【評価期間】：令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（令和2年度 ～ 令和6年度）

品質管理の取組状況

ISO9001 シリーズの認証取得とは、申請日時点における経営事項審査の審査項目におけるISO9001 登録の有無が有の場合とする。

建設機械の保有状況

保有しているとは、知立市内に本支店及び営業所が所在する事業者で、入札参加申請日時点における経営事項審査の審査項目における建設機械の保有状況の点数が1点以上の場合とする。

中長期的な担い手の育成

中長期的な担い手の育成を行っているとは、申請日時点における経営事項審査の審査項目における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数が1点以上の場合とする。

イ 配置予定技術者の能力に関する事項（配点8点）

評価項目		評価基準	配点
施工実績	① 過去5年間における同業種工事の 公共工事施工実績	3件以上	3
		2件	2
		1件	1
		上記以外	0
工事成績評定	② 知立市発注の過去5年間における同業種工事の 工事成績評定（代表工事1件）	点 $\geq$ 80点	3
		80点 $>$ 点 $\geq$ 77点	2
		77点 $>$ 点 $\geq$ 74点	1
		74点 $>$ 点	0
教育	③ 配置予定技術者のCPD（継続教育）への取組状況 （過去2年間における任意の1年間）	1年間の推奨単位以上を取得	2
		1年間の推奨単位1/2以上を取得	1
		単位を取得	0.5
		上記以外	0

【備考】

公共工事

国、地方公共団体、公社又は特殊法人等が発注した工事

※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表に掲げる「法人」を指します。

同業種工事

元請として受注した下記条件を満たす公共工事

【対象業種】：建設業法上の許可業種が**電気工事**

【契約金額】：**3,000万円以上**

【評価期間】：令和2年4月1日～令和7年3月31日（令和2年度～令和6年度）

工事成績評定

元請として行った工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求める。ただし、工事途中で交代している場合は、評価対象工事の経験（評価対象工事の工種に係る一連の工程に従事していること）がコリンズ等で証明できること（コリンズの変更届があり実施工程表で確認できるものに限る）。

CPDへの取組状況

下記評価期間のうち、任意の1年間（12ヶ月間）で年間の推奨単位を取得

建設系CPD協議会加盟団体によるCPD、CPDS取得実績。取得した単位の種別は問わないが2団体以上である場合、推奨単位に対する取得単位の割合は団体毎に計算し、その最高値により配点を実績として評価の対象とする。

推奨単位は、加盟団体ごとの推奨単位とする。

【評価期間】：令和5年4月1日～令和7年3月31日（令和5・6年度）

-建築 CPD 運営会議（建築 CPD 情報提供制度）-

（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）日本建築家協会
（一社）日本建設業連合会、（一社）日本建築学会

建築設備士関係団体 CPD 協議会

（一社）日本建築構造技術者協会、（一財）建設業振興基金、（公財）建築技術教育普及センター

建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体

（公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、（一社）電気設備学会
（一社）日本設備設計事務所協会、（公財）建築技術教育普及センター

ウ 地域精通度地域貢献度に関する事項（配点8点）

評価項目		評価基準	配点
地域貢献・精通度	① 知立市内における拠点の有無	知立市内に本店あり	2
		知立市内に支店又は営業所あり	1
		上記以外	0
	② 過去2年間における知立市内での公共工事施工実績	実績あり	1
上記以外		0	
社会貢献度	③ 過去2年間における週休2日制工事の取組み	完全週休2日制工事あり	1
		週休2日制工事あり	0.5
		上記以外	0
	④ 男女共同参画社会等実現に向けた取組状況	取組あり	1
		上記以外	0
	⑤ 社会貢献事業への取組状況 ・ 知立市内におけるボランティア活動実績 ・ 更生保護の協力雇用主登録 ・ 法定雇用率を超える障がい者雇用 ・ 愛知県が指定する団体からの調達実績	取組3件以上あり	2
		取組2件あり	1
		取組1件あり	0.5
		上記以外	0
	⑥ 環境への取組状況	ISO14001シリーズ又はエコアクション21取得	1
		上記以外	0

【備考】

拠点の有無
知立市内に建設業法第3条の規程に基づく本支店及び営業所が所在する事業者を評価の対象とする。

週休2日制工事
国、地方公共団体、公社又は特殊法人等が発注した工事において、完全週休2日制工事の取組証又は週休2日制工事の取組証が発行された工事を評価の対象とする。
※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表に掲げる「法人」を指します。
【評価期間】：令和5年4月1日～令和7年3月31日（令和5・6年度）

男女共同参画社会等実現に向けた取組状況
男女共同参画社会等の実現に向け、次のいずれかの取組を行っている場合、評価の対象とする。
① えるぼし又はプラチナえるぼしの認定
② あいち女性輝きカンパニーの認定
③ 愛知ファミリー・フレンドリー企業に登録

④ くるみん、プラチナくるみん又はトライくるみんの認定

※認定書等に記載の認証年月日が、入札参加申請日以前のものについて評価の対象とする。

社会貢献事業への取組状況

社会貢献事業として、次の取組を行っている件数により評価の対象とする。

① 知立市内におけるボランティア活動実績

企業として継続的に行っている活動実績（環境美化運動、交通安全運動等）を求める。
下記のいずれかの活動を、過去5年間の内、2ヶ年度間継続的に知立市内で行っている事業者を評価の対象とする。

- ・「ボランティア・サポート・プログラム（国土交通省中部地方整備局）」
- ・「愛・道路パートナーシップ事業（愛知県建設局道路維持課）」
- ・「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録（愛知県防災安全局県民安全課）」

【評価期間】：令和2年4月1日～令和7年3月31日（令和2年度～令和6年度）

② 更生保護の協力雇用主登録

協力雇用主（犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業主）として、入札参加申請日時点で名古屋保護観察所に登録があれば評価の対象とする。なお、雇用の有無は問わない。また、名古屋保護観察所が発行する「協力雇用主に関する証明書」を取得し証明資料として提出すること。

③ 法定雇用率を超える障がい者雇用

法定雇用率とは、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「雇用促進法」という。）第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で、入札参加申請日直近の障害者雇用状況報告書で確認します。雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、1人以上雇用があれば評価の対象とする。

④ 愛知県が指定する団体からの調達実績

「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」で定める対象事業者（障害者就労施設等）からの調達実績を愛知県が証明したものを評価の対象とする。
なお、証明については、入札参加申請時点で有効期間内のものを評価の対象とする。

環境への取組状況

入札参加申請日時点における経営事項審査の審査項目における「ISO14001の登録の有無」が有の場合、評価の対象とする。また、エコアクション21の取得とは、入札参加申請日時点で認証・登録されている場合、評価の対象とする。